

第十條

- 三、會員ノ名譽汚損若シクハ利益ニ反スル行爲
 - 四、虚偽ヲ以テ共濟金ヲ請求シ或ハ之ヲ受ケタル者
 - 五、理由ナクシテ二ヶ月以上會費ヲ滞納シタルモノ
 - 六、本工場會員ノ承認ナク會費消費シタルモノ
 - 七、本工場工員ニ對シテ多大ナル功勞有リタルトキハ委員又ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ表彰ス
- 當工場救濟金額左ノ如シ
- 一、會員ハ負傷又ハ疾病ノ爲メ十日以上休業シタル場合ハ見舞金トシテ金二圓贈與スルコト
 - 二、會員ノ家族ニ於テ死亡シタル場合ハ左ノ如ク香料トシテ贈與スルコト
 - 三才以下 金 一圓
 - 四才以上 金 三圓

- 三、婦人會員ニシテ出産シタルトキハ産見舞トシテ金一圓ヲ贈與スルコト
- 四、會員ハ徵兵ニ服スル場合ハ儀別トシテ金五圓贈與但シ豫後備短期兵ハ金二圓贈與スルコト
- 五、會員ハ死亡シタル時ハ香奠トシテ金拾圓贈與スルコト
- 但シ第四第五ノ場合ハ本工場代表一名參列スルコト
- 六、會員ガ不可抗力ニ依リ災害ニ遭遇シタル場合ハ惠與金トシテ金五圓贈與スルコト
- 七、會員老衰ノ爲メ退職スル場合ハ惠與金トシテ金拾圓贈與スルコト
- 八、會員ハ新世帯ヲ持ツ方ニ金一圓贈與ス
- 九、會員ハ疾病又ハ負傷ノ爲メ服業シ能ハズシテ家政困難ト認メタルトキハ係員ヲ派遣シ精密ナル調査ノ上總會ノ決議ニ依リ共濟金募集シ救濟スルコトアルベシ

第十一條

本規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ變更又ハ訂正スルコトヲ得ズ
 本規約ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場貯金規約

第一條

當工場内ニ貯金規約ヲ設ケ左ノ各項ニヨリ積立ス

- 一、貯金ハ毎月金 圓トス
- 二、積立方法ハ郵便貯金トナシ各人ノ名義ヲ以テ通帳ヲ受ケルコト
- 三、預金ハ毎月十四日ニ集金スルコト
- 但シ希望ニヨリ規定以上何程ニテモ積立ルコトヲ得
- 四、本通帳ハ會計並ニ監査役之ヲ保管ス

第二條

本貯金ハ左ノ場合ニアラザレバ拂戻シスルコトヲ得ズ

- イ、本會員退職並ニ死亡シタルトキ
- ロ、會員一同ノ必要ト認メタルトキ

第三條

但シ定額以上積立タル金員ハ本人必用ニ應テ委員ノ承認ヲ得テ拂戻シスルコトヲ得

本貯金規約ヲ無視シ又ハ履行セザル者ハ工場規約第九條ノ項目ニヨルコト本規約ハ大正拾叁年壹月ヨリ之ヲ實行ス